

分科会及び部会の活動状況について

○ 生活衛生適正化分科会		P 1
○ 予防接種・ワクチン分科会		P 3
○ 感染症部会		P 5
○ 結核部会		P 9
○ 科学技術部会		P10
○ 疾病対策部会		P13
○ 地域保健健康増進栄養部会		P15
○ 健康危機管理部会		P17
○ 再生医療等評価部会		P18
○ がん登録部会		P20
○ 医薬品医療機器制度部会		P21
○ 臨床研究部会		P23
○ 食品衛生監視部会		P25
○ 医療用医薬品迅速・安定供給部会		P27

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 三 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成 13 年 1 月 6 日設置

2. 主な活動状況

（1）生活衛生適正化分科会

平成 14 年 2 月に第 1 回が開催され、以降、現在まで計 47 回開催されている。

本分科会では、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 56 条の 2 第 1 項の「厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる」の規定に基づき、業種を指定して振興指針の改正について調査審議を行うとともに、生活衛生関係営業に関する重要事項に係る審議を行う。

令和 7 年 2 月以降、これまでに 2 回開催し、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の振興指針の改正について審議を行っている。

※ 生活衛生関係営業：理容業、美容業、クリーニング業、すし商業、めん類業、旅館業、浴場業、興行場営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業

（2）理容師・美容師専門委員会

理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項について審議するため、第 43 回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会（令和 6 年 5 月 13 日書面開催）において、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に、理容師・美容師専門委員会の設置が決定された。

※ 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会の設置について（令和 6 年 5 月 15 日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会決定）

本専門委員会は、令和 6 年 6 月に第 1 回が開催され、以降、現在まで計 5 回開催している。

3. 主な成果

（1）生活衛生適正化分科会

令和 7 年 10 月 29 日、令和 8 年 1 月（持ち回り審議）には、食肉販売業、食鳥肉販

売業、氷雪販売業の振興指針の改正について審議を行った。答申の内容を踏まえて、振興指針の改正を令和8年2月に行った。

（２）理容師・美容師専門委員会

令和6年9月（第2回）には、平成29年制度改正から一定の期間が経過したことや「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63））等を踏まえ、理容師養成施設及び美容師養成施設における必修課目及び選択課目のあり方に関する議論を行った。

令和6年12月（第3回）には、理容師養成施設と美容師養成施設から現状や課題等について聴取した。

令和7年2月（第4回）には、論点項目を整理の上、今後の対応の方向性について議論を行い、令和7年4月（第5回）において、「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ」について議論を行った上で、議論の内容を踏まえて、令和7年5月28日に中間とりまとめをとりまとめた。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成 25 年 4 月 1 日設置

2. 主な活動状況

本分科会は、厚生科学審議会令（平成 12 年政令第 283 号）第 5 条に基づき、予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・継続的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する分科会として、平成 25 年 4 月に設置した。

令和 7 年 2 月以降 5 回開催し、予防接種事務デジタル化に係る審議や予防接種法関係政省令の諮問を受けた答申のほか、新型コロナワクチンやインフルエンザワクチン等の個別のワクチンに関する調査審議を行った。

（１）予防接種基本方針部会

本分科会の下に、予防接種及びワクチンに関する重要事項の調査審議等を行うため、平成 25 年 4 月設置。

令和 7 年 2 月以降 11 回開催し、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンや高齢者に対する肺炎球菌ワクチン等の個別のワクチンについての審議及び「抗体製剤を予防接種法上の予防接種に用いる医薬品の一つに位置づけることに関する提言」のとりまとめ等を行った。

・ワクチン評価に関する小委員会

予防接種基本方針部会の下に、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンの在り方について、評価項目や評価の方法等を含めた医学的・科学的な視点からの議論を行うとともに、各疾病・ワクチンについて、予防接種法の定期接種に位置付けるかどうかの考え方を整理し、予防接種基本方針部会に報告するため、平成 27 年 7 月設置。

令和 7 年 2 月以降 6 回開催し、小児における RS ウイルス感染症予防、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン及び HPV ワクチンの男性への接種等に係る審議を行った。

（２）研究開発及び生産・流通部会

本分科会の下に、ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成 25 年 4 月設置。

令和 7 年 2 月以降、これまでに 3 回開催し、ワクチンの安定供給、研究開発の促進等について審議を行った。

・季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検

討する小委員会

本部会の下に、季節性インフルエンザワクチン製造株の選定に係る技術的な検討を行うため、季節性インフルエンザワクチンの製造株について検討する小委員会として平成 30 年 2 月に設置。なお、新型コロナワクチンの定期接種化に伴い新型コロナワクチンの抗原組成の選定に係る技術的な検討が審議に加わり、季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会として令和 6 年 2 月に設置。

令和 7 年 2 月以降、これまでに 2 回開催しており、各会において、季節性インフルエンザワクチンの製造株及び新型コロナワクチンの抗原組成に係る審議を行った。

(3) 副反応検討部会

本分科会の下に、予防接種による副反応に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成 25 年 4 月設置。

令和 7 年 2 月以降これまでに 6 回開催し、予防接種後の副反応疑い報告に関する調査審議等を行った。

3. 主な成果

○本分科会では、RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン等の定期接種化について了承し、関連する予防接種法関係政省令について諮問を受け答申を行った。また、予防接種事務デジタル化についても審議し了承したほか、新型コロナワクチン等の個別ワクチンについても審議を行い、了承した。

○予防接種基本方針部会では、予防接種に用いる医薬品の範囲について議論を行い、抗体製剤を予防接種法上の予防接種に用いる医薬品の一つに位置づけることに関する提言についてとりまとめるとともに、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン等の個別のワクチンに係る審議を行い、予防接種・ワクチン分科会に報告を行った。

○ワクチン評価に関する小委員会では、小児における RS ウイルス感染症予防、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン及び HPV ワクチンの男性への接種等に係る審議を行った。

○研究開発及び生産・流通部会では、ワクチンの研究開発支援や季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの供給について報告を行った。また、ワクチンの安定供給に向けた取り組みを推進することを目的に、ワクチンの安定供給に関する指針を議論した。

○季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会では、季節性インフルエンザワクチンの製造株及び新型コロナワクチンの製造抗原組成を毎年選定し、企業の製造の指標となっている。

○副反応検討部会では、ワクチンの安全性について定期的な評価を行うとともに、新たに定期接種に位置づけられるワクチンの副反応疑い報告基準を定めた。

厚生科学審議会感染症部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成 25 年 4 月 1 日設置

2. 主な活動状況

（1）感染症部会

平成 25 年 4 月 1 日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となった。

令和 7 年 2 月以降これまでに 12 回開催し、主に、後天性免疫不全症候群及び性感染症に関する特定感染症予防指針の改正、急性呼吸器感染症（ARI）に関する特定感染症予防指針等について審議を行った。

（2）新型インフルエンザ対策に関する小委員会

平成 27 年 4 月 2 日、新型インフルエンザに関する技術的事項を検討するために設置。平成 27 年 4 月 21 日、小委員会の下に 3 つの作業班（公衆衛生対策作業班、ワクチン作業班、医療・医薬品作業班）を設置。令和 7 年 2 月以降これまでに小委員会を 4 回開催しており、新型インフルエンザ対策におけるプレパンデミックワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について検討を行った。

（3）危機対応医薬品等に関する小委員会

令和 5 年 12 月 22 日、危機対応医薬品等の利用可能性確保に係る専門的・技術的事項について検討するために設置。令和 6 年 5 月 13 日、小委員会の下に危機対応医薬品等に関する重点感染症作業班を設置。令和 7 年 2 月以降これまでに小委員会を 6 回開催しており、危機対応医薬品等（MCM）の利用可能性確保や危機対応医薬品等（MCM）の確保について検討を行った。

（4）匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

令和 5 年 12 月 22 日、匿名感染症関連情報の第三者提供等について審査するために設置。令和 7 年 2 月以降これまでに小委員会を 5 回開催しており、匿名感染症関連情報の提供の可否、提供された匿名感染症関連情報を用いた研究における結果の公表の可否についての審査等を行った。

3. 主な成果

(1) 感染症部会

○第 94 回（令和 7 年 3 月 26 日）

再生医療等安全性確保法の対象から除外する核酸等を用いた感染症予防を目的とした医療技術について了承された。また、重点感染症リストの見直しについて検討された。

○第 95 回（令和 7 年 5 月 28 日）

プレパンデミックワクチンの今後の備蓄の種類、狂犬病予防法に関する事務の変更にについて了承された。また、匿名感染症関連情報の第三者提供に係る年間実績について報告された。

○第 96 回（令和 7 年 6 月 12 日）

今後の新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表に係る方針について了承された。また、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの進捗等について報告された。

○第 97 回（令和 7 年 8 月 7 日）

後天性免疫不全症候群及び性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について了承された。

○第 98 回（令和 7 年 9 月 3 日）

急性呼吸器感染症（ARI）に関する特定感染症予防指針について了承された。また、急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの実施状況等について報告された。

○第 99 回（令和 7 年 10 月 22 日）

後天性免疫不全症候群及び性感染症に関する特定感染症予防指針の改正、急性呼吸器感染症（ARI）に関する特定感染症予防指針について了承された。また、匿名感染症関連情報における新たな連結先について審議された。

○第 100 回（令和 7 年 11 月 14 日）

狂犬病予防法に基づく予防注射時期の見直し、抗インフルエンザウイルス薬の取扱いについて了承された。

○第 101 回（令和 8 年 1 月 21 日）

病原体等を使用する基準の見直しについて審議された。

○第 102 回（令和 8 年 3 月 11 日）

感染症法に基づく病原体等管理規制の「除外の対象となる病原体の考え方」の変更、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について了承された。また、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの進捗について報告された。

○第 103 回（令和 8 年 4 月 22 日）

「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の改正について審議された。また、感染症対策上の必要性の高い医薬品の承認申請等について報告された。

○第 104 回（令和 8 年 5 月 12 日）

プレパンデミックワクチンの今後の備蓄について了承された。

○第 105 回（令和 8 年 6 月 10 日）

「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の改正について了承された。また、クルーズ船におけるハンタウイルス感染症事例への対応状況等について報告された。

(2) 新型インフルエンザ対策に関する小委員会

○第23回（令和7年4月17日）

プレパンデミックワクチンの今後の備蓄の種類について審議された。

○第24回（令和7年11月7日）

抗インフルエンザウイルス薬の取扱いについて了承された。

○第25回（令和8年2月19日）

抗インフルエンザウイルス薬の今後の備蓄方針について了承された。また、動物感染モデルにおけるパンデミックワクチンの有効性に関する検討について報告された。

○第26回（令和8年4月23日）

プレパンデミックワクチンの今後の備蓄の種類について審議された。

(3) 危機対応医薬品等に関する小委員会

○第6回（令和7年3月5日）

重点感染症リストの見直しについて議論された。

○第7回（令和7年7月7日）

危機対応医薬品等（MCM）の利用可能性確保に関する検討の進め方について議論された。また、重点感染症に対する感染症対応医薬品等（MCM）利用可能性確保の方針検討に資する研究について報告された。

○第8回（令和7年8月18日）

危機対応医薬品等（MCM）の利用可能性確保に関して検討された。

○第9回（令和7年9月1日）

危機対応医薬品等（MCM）の利用可能性確保に関して検討された。

○第10回（令和7年10月6日）

危機対応医薬品等（MCM）の利用可能性確保、危機対応医薬品等（MCM）の確保に関して検討された。

○第11回（令和8年3月30日）

危機対応医薬品等（MCM）の確保に関する検討、感染症対策上の必要性の高い医薬品の承認申請について議論された。また、感染症による危機への対応として特に重要な医薬品の診療報酬上の取扱い等について報告された。

(4) 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

○第5回（令和7年3月19日）

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る年間実績について報告された。令和7年度匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会のスケジュールについて了承された。また、匿名感染症関連情報の第三者提供に係る申出について審査された。

○第6回（令和7年6月18日）

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る申出について審査された。

○第7回（令和7年9月11日）

匿名感染症関連情報における新たな連結先、匿名感染症関連情報の第三者提供に係

る審査等の体制について検討された。また、匿名感染症関連情報の第三者提供に係る申出について審査された。

○第8回（令和7年12月10日）

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について了承された。また、匿名感染症関連情報の第三者提供に係る申出について審査された。

○第9回（令和8年3月11日）

匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドラインの改正、令和8年度匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会のスケジュールについて了承された。また、匿名感染症関連情報の第三者提供に係る年間実績について報告された。

厚生科学審議会結核部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。

平成 25 年 4 月 1 日設置

2. 主な活動状況

平成 25 年 4 月 1 日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となった。

令和 7 年 2 月以降、これまでに 3 回開催しており、主に「結核に関する特定感染症予防指針」改正に向けて、結核低まん延状態における患者に対するケアのあり方に関する方向性、都道府県等における病原体サーベイランス等について審議を行った。

3. 主な成果

- ・「結核に関する特定感染症予防指針」の改正に向けた検討を行い、患者に対するケアのあり方に関する方向性、定期健康診断及び外国出生者に対する健診に関する方向性、都道府県等における病原体サーベイランスに関する方向性等について議論された。
- ・感染症法施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十七条の二の二及び第二十七条の九における「行うべき健康診断の方法」に係る規定について、実際の健診手順を踏まえた記載とする旨の改正案が了承された。

厚生科学審議会科学技術部会

1. 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術の重要事項を調査審議することを目的として、平成 13 年 1 月 19 日に設置。

2. 主な活動状況

令和 7 年 2 月以降これまでに 6 回（設置以降、計 148 回）開催。科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発に係る総括的事項、各種指針の策定、評価方法等など、科学技術政策の重要事項を審議した。

このほか、厚生労働科学研究の評価を総括的に実施したほか、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成 14 年 8 月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について確認を行った。

（１）ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会

近年のゲノム編集技術の急速な発展を受け、内閣府に設置されている「総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）」生命倫理専門調査会で、ヒト受精胚等に対する当該技術の応用について議論が行われ、令和元年 6 月 19 日に報告書が公表された。

同報告書では、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等を人又は動物の胎内に移植すること（研究及び医療提供として行われる臨床利用）に対して、「法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組みの検討」を関係省庁に求めることが記載されていることから、厚生労働省において必要な検討を行うため、令和元年 7 月設置され、これまでに 9 回開催した。

（２）ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会（旧：ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会）

本委員会では、内閣府総合科学技術・イノベーション会議（令和元年 6 月、令和 4 年 2 月）において取りまとめられた「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次・第三次）」及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）の改正にあわせ、「ヒト受精胚の作成を作成して行う研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討等を行っている。また、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置され、子ども家庭局母子保健課が移管されることに伴い、名称を変更した。令和元年 7 月に設置され、これまでに 22 回開催している。

（３）ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会（旧：ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会）

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究及びヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する審査・報告を行っていた「ヒト受精胚研究に関する

審査専門委員会」について、令和3年12月、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についても審査・報告の対象とすることとされ、あわせて、名称を変更した。

(4) 全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会

全ゲノム解析等実行計画の遂行等、全ゲノム解析等の推進について総合的に議論し、必要な検討を行うため、令和3年3月3日に設置され、これまでに26回開催した。

(5) 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（再々設置）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）について、これらの法律の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を踏まえた見直しを行う必要があることから、令和3年3月3日に設置された。これまでに合同会議として16回開催した。

3. 主な成果

厚労科研及び厚労省所管のAMED研究について、令和7年度及び令和8年度の各研究事業実施方針を審議した。また、厚労科研については、適切な課題設定に資するため、公募要項の審議も行った。加えて、令和6年度の研究成果の評価を行い、これらにより、厚生労働分野における科学研究の振興を推進した。

(1) ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会

令和元年8月に設置されて以降、規制対象とすべきゲノム編集技術等の範囲の考え方、当該臨床利用に対する法律による規制の必要性、当該臨床利用が将来容認される可能性について議論を行ってきた。令和7年12月、こども家庭庁、文部科学省及び厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会と合同会議を開催し、令和2年の「議論の整理」に修正がないことを改めて確認するとともに、具体的な規制のあり方も含め取りまとめを行った。

(2) ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会（旧：ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会）

令和7年12月にこども家庭庁、文部科学省及び厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等の臨床利用のあり方に関する専門委員会と合同会議を開催し、ゲノム編集胚等を用いたヒト受精胚の取扱い等に関して「議論の整理」を再確認した。

また、令和8年1月及び同年2月において、こども家庭庁及び文部科学省と合同会議を開催し、「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の改正案に

ついて議論した。

(3) ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会（旧：ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会）

本委員会の審査対象となる研究は、これまで2件承認している。令和7年2月以降については、1件の申請がされているが、現在申請書の修正等が行われているため、本委員会は開催していない。

(4) 全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会

令和4年8月19日に、「全ゲノム解析等実行計画2022」（案）を取りまとめた。令和6年12月23日に、全ゲノム解析等に係る事業実施組織の組織形態について議論を行った。令和8年2月16日に、全ゲノム解析等に係る事業実施組織の発足について報告を行った。

(5) 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（再々設置）

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）について、部分的改正を重ねた結果、複雑かつ難解となり、研究を停滞させる一因になっているのではないかの指摘や、規制改革実行計画（令和6年6月21日閣議決定）における、一括審査が十分に普及していないことや倫理審査委員会の審査の質のばらつき等に関する指摘を踏まえ、令和7年2月より指針の見直しに関する議論を行った。令和7年12月24日に「生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」の取りまとめを行った。

厚生科学審議会疾病対策部会

1. 所掌事務

特定の疾病（難病等）の疾病対策及び移植医療対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成 13 年 1 月 19 日設置。

2. 主な活動状況

令和 7 年 2 月以降これまでに 2 回（設置以降、計 19 回）開催し、指定難病に係る検討結果、「匿名指定難病関連情報及び匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関するガイドライン」の一部改正案等について了承した。

（1）難病対策委員会

令和 7 年 2 月以降、これまでに 7 回（設置以降、計 76 回）開催し、医療法等改正法（改正難病法及び改正児童福祉法）の成立について報告を行ったほか、既存の指定難病の要件該当性の確認や臨床調査個人票の更新申請の期間延長等について議論を行った。

（2）指定難病検討委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 5 回（設置以降、計 66 回）開催し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、既存の指定難病の要件該当性の確認や臨床調査個人票の更新申請の期間延長について検討を行ったほか、指定難病の診断基準等のアップデートについて議論を行い、疾病対策部会への報告を行った。

（3）臓器移植委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 9 回（設置以降、計 79 回）開催し、特に臓器あっせん機関や移植実施施設における体制強化など、臓器移植を推進するための方策について議論を行った。

（4）造血幹細胞移植委員会

令和 6 年度までは毎年度 1 回程度開催していたが、令和 7 年 2 月以降は開催していない（設置以降、計 61 回開催）。

（5）匿名指定難病関連情報の提供に関する専門委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 6 回（設置以降、計 8 回）開催し、匿名指定難病関連情報の第三者への提供の可否等について専門的視点から議論を行った。

3. 主な成果

(1) 難病対策委員会

既存の指定難病の要件該当性の確認等について、今後の方針の了承を得た。また、臨床調査個人票の更新申請の期間延長に関して、今後の検討の進め方の了承を得た。

(2) 指定難病検討委員会

既存の指定難病の要件該当性の確認や臨床調査個人票の更新申請の期間延長について検討を進めたほか、指定難病の診断基準等のアップデートについて審議を行い、了承を得た。

(3) 臓器移植委員会

臓器提供者数の増加に対応していくために、令和6年12月5日に臓器提供施設、臓器あっせん機関、移植実施施設のそれぞれの課題の整理とその課題に対する今後の対応方針を取りまとめた。さらに、移植実施施設における課題解決に向けた取組について、令和8年5月27日に取りまとめた。

また、法的脳死判定の方法や意思表示等の取扱いについて議論し、臓器の移植に関する法律施行規則の一部改正やガイドラインの一部改正につながった。

(4) 造血幹細胞移植委員会

自己スワブ検査の導入に向けた施策の検討等を進めている。

(5) 匿名指定難病関連情報の提供に関する専門委員会

31件の申出に対し、提供の可否等について審査を行い、22件を承認、9件を条件付承認と審査されたところである。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1. 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成 13 年 1 月 19 日設置。

2. 主な活動状況

令和 7 年 2 月以降これまでに 2 回（設置以降、計 61 回）開催し、受動喫煙対策専門委員会の設置に係る審議を行ったほか、直近、令和 8 年 6 月に開催した第 61 回部会では、健康日本 21（第三次）のベースライン値の設定と目標値の見直し、栄養・食生活に関する専門委員会の設置及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」のうち地域保健に関する事項について審議を行った。

（1）歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 1 回（設置以降、計 17 回）開催（最終開催日：令和 8 年 5 月 8 日）。

（2）健康日本 21（第三次）推進専門委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 1 回（設置以降、計 5 回）開催（最終開催日：令和 7 年 12 月 23 日）。

（3）受動喫煙対策専門委員会

令和 7 年 2 月以降これまでに 6 回（設置以降、計 6 回）開催（最終開催日：令和 8 年 6 月 17 日）。

3. 主な成果

第 61 回では健康日本 21（第三次）のベースライン値の設定と目標値の見直し及び栄養・食生活に関する専門委員会の設置について議論を行い、方針の了承を得た。また、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」のうち地域保健に関する事項について、軽微な修正のみを行う方針で了承を得た。

（1）歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

令和 8 年 5 月に第 17 回委員会を開催し、委員会の議論を踏まえた歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）のベースライン値及び目標値を公表した。

（2）健康日本 21（第三次）推進専門委員会

令和 7 年 12 月 23 日に第 5 回委員会を開催し、健康日本 21（第三次）の目標項目のベースライン値について審議を行った。

（３）受動喫煙対策専門委員会

令和７年２月以降これまでに６回開催し、受動喫煙対策に関する現状や論点を整理し、専門的観点から受動喫煙対策の施行状況及び必要な措置について検討を行った。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1. 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日設置。

2. 主な活動状況

（1）健康危機管理部会

テロを含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について専門的な助言を得るための部会であるが、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、定期的に年に1回程度、定例会を開催している。本部会の総開催数は23回となり、社会情勢や時事的課題を踏まえた健康危機管理に関する事項について議論を行ってきたところである。

（令和7年2月以降の活動）

- ・第20回厚生科学審議会健康危機管理部会（令和7年3月5日）

国立健康危機管理研究機構の概要及び設立準備、令和6年能登半島地震における厚生労働省の対応 等

- ・第21回厚生科学審議会健康危機管理部会

国際保健規則（IHR）改正の報告（令和7年7月18日 持ち回り開催）

- ・第22回厚生科学審議会健康危機管理部会（令和8年3月23日）

国内の健康危機管理、健康危機分野における国際連携、健康危機管理体制の強化 等

- ・第23回厚生科学審議会健康危機管理部会

化学災害及び化学テロ対策委員会の設置について（令和8年5月29日 持ち回り開催）

（2）化学災害及び化学テロ対策委員会

令和8年5月29日、化学災害及び化学テロによる健康危機事案への備えや事案発生時の公衆衛生及び医療の対応に関する調査・審議を行うことを目的として新たに設置。なお、第1回委員会は令和8年6月に開催した。

3. 主な成果

本部会については、定期的に定例会を開催し、健康危機管理に係る事項について議論している。令和7年度の定例会合では、研究用試薬トリパンプルーによる健康危機事案や、日米ヘルスセキュリティ委員会開催の報告を行ったほか、災害時における保健・医療・福祉分野の連携強化、CBRNE テロ対策等、実際の健康危機対応や体制強化のための取り組みについて議論を行った。また、CBRNE テロ対策会議における指示を踏まえ、化学災害及び化学テロ対策委員会の設置について検討し、委員の承認の下、同委員会を設置した。

厚生科学審議会再生医療等評価部会

1. 所掌事務

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）に規定する再生医療等技術の範囲、再生医療等技術のリスク分類及び再生医療等提供基準について、最新の知見を取り入れつつ、検討を行うとともに、第一種再生医療等の再生医療等提供基準への適合性の確認や再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の情報の評価分析を行うことを所掌事務として、平成 26 年 6 月 4 日設置。

2. 主な活動状況

医療機関から提出された第一種再生医療等提供計画について、再生医療等提供基準への適合性の確認を行っており、平成 27 年 3 月に第 1 回目の部会が開催された。

令和 8 年 6 月までに 118 回開催し、令和 7 年 2 月以降は 28 件の提供計画（新規 8 件、変更 20 件）について審議・検討を行った。

また、その他、昨今発生した重大事案への対応や再生医療等安全性確保法に係る今後の検討事項等について審議・検討を行った。

（1）ヒトES細胞の樹立に関する審査委員会

「ヒトES細胞の樹立に関する指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第二号（最終改正：令和 4 年 3 月 31 日付け令和 4 年文部科学省・厚生労働省告示第四号）。以下「指針」という。）に基づき実施されるヒトES細胞の樹立計画について、医療を目的とした使用の方針に照らして科学的合理性及び必要性を有しているかの評価等を行い、それらの結果を厚生科学審議会再生医療等評価部会に報告するため、平成 29 年 4 月 19 日設置。

（2）異種移植に関する専門委員会

令和 6 年 9 月及び 10 月の再生医療等評価部会における議論に基づき、再生医療等安全性確保法のもとで実施される異種移植について、再生医療等評価部会における再生医療等提供基準への適合性の確認の前に、異種移植特有のリスクについて審議を行う予備的な評価の場として、令和 7 年 1 月 30 日に再生医療等評価部会の下に設置、第 1 回会合を開催した。

（3）遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会

遺伝子治療等臨床研究の申請について遺伝子治療等臨床研究に関する指針への適合性及び使用されるウイルスベクター等の遺伝子組み換え生物に関して「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行うために平成 27 年 3 月 4 日設置。

（4）遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（再設置）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第４４号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の施行に伴い、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成２７年厚生労働省告示第３４４号）について、これらの法律の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定を踏まえた見直しを行う必要があることから、令和３年３月２４日に設置。

（５）核酸等の第一種使用等に関する専門委員会

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号。）に規定される遺伝子組換え生物等の第一種使用等に該当するものの実施に当たり、当該使用等による生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い厚生科学審議会再生医療等評価部会に報告することを目的として、令和７年５月２０日に再生医療等評価部会の下に設置、第１回会合を開催した。

３．主な成果

iPS細胞や他人の細胞を用いるリスクの高い医療について、本部会において法に規定する提供基準に適合しているかの確認を行っており、例えば令和８年２月開催の第８７回再生医療等評価部会においては、長崎大学病院の「非代償性肝硬変(Child-Pugh分類 B)の患者を対象とした自己肝前駆細胞 CLiP (chemically-induced liver progenitor cells) 移植術」について基準への適合性が確認されており、これらの研究をはじめとする新しい医療技術についての検討や、再生医療等の提供による疾病等を把握し、評価分析を行うことで、再生医療等の安全性の確保及び実用化の推進を行っている。

また、再生医療等安全性確保法及びその政省令の改正について審議・検討を行い、令和６年６月に「再生医療等の安全性の確保法に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律」が成立し、令和７年５月３１日より施行された。

（１）ヒトES細胞の樹立に関する審査委員会

令和７年２月以降、本専門委員会における審議・検討を踏まえ、令和７年８月４日に「ヒトES細胞の樹立に関する指針」の一部改正を行った。

厚生科学審議会がん登録部会

1. 所掌事務

平成 25 年 12 月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）。以下、「法」という。」に基づく政省令、指針や、がん登録等の推進のために必要な事項について調査審議するため、平成 26 年 6 月 4 日設置。

2. 主な活動状況

令和 7 年 2 月以降これまでに 6 回（設置以降、計 36 回）開催し、法に基づく政省令、全国がん登録におけるマニュアル、院内がん登録の実施に係る指針等について審議を行った。

3. 主な成果

全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会を令和 7 年 2 月以降これまでに 4 回（設置以降、計 17 回）開催し、顕名のがん登録情報を研究者等に提供した。

また、法附則の見直し規定を受けた議論を踏まえて、令和 5 年 10 月に今後の対応方針をまとめた「中間とりまとめ」を公表した。令和 7 年 12 月には、臨時国会で医療法等改正法が成立し、その一環としてがん登録推進法も改正され、他のデータベースの匿名化情報・仮名化情報との連結・解析を可能とすることなどが盛り込まれた。

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会

1. 所掌事務

医薬品、医療機器等施策に関する重要事項を処理すること（薬事審議会の所掌に属するものを除く。）を所掌事務として、平成 29 年 2 月 6 日設置。

2. 主な活動状況

（1）医薬品医療機器制度部会

令和 7 年 2 月以降、これまでに 3 回開催した。

令和 6 年度第 12 回（令和 7 年 2 月 28 日）は、部会長選出及び部会長代理の指名について報告を行った（持ち回り開催）。

令和 7 年度第 1 回（令和 7 年 6 月 4 日）は、令和 6 年度までに議論・公表された医薬品医療機器等法等の制度改正に関するとりまとめを踏まえて改正された医薬品医療機器等法について、法案の概要、成立をした改正法の概要を説明するとともに、国会における審議状況について報告を行った。さらに、厚生科学審議会への医療用医薬品迅速・安定供給部会の設置について報告を行った。令和 7 年度第 2 回（令和 7 年 7 月 23 日）は、改正医薬品医療機器等法の施行に向けて指定濫用防止医薬品の販売等の論点等についての議論や、「化学物質審査等検討小委員会とりまとめ」について報告を行った。

（2）化学物質審査等検討小委員会

化学物質管理をとりまく国際的な環境の変化を踏まえ、保健衛生上の観点から、化学物質の審査及び規制に係る見直しの必要性の検討を行うことを目的として、令和 7 年 1 月 24 日に化学物質審査等検討小委員会を設置。以降これまでに 2 回開催した。

第 1 回（令和 7 年 3 月 10 日）は、「化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について」等を議論した。

第 2 回（令和 7 年 6 月 13 日）は、「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」等を議論した。

3. 主な成果

（1）医薬品医療機器制度部会

医薬品医療機器等法等の制度改正に関するとりまとめを踏まえ、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくことを目的とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和 7 年 2 月 12 日に国会に提出され、同年 5 月 14 日に成立、同年 5 月 21 日に公布された。

（2）化学物質審査等検討小委員会

化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り

方について検討を行い、令和7年7月22日に報告書を取りまとめた。

厚生科学審議会臨床研究部会

1. 所掌事務

治験・臨床研究に参加する患者の更なる選択に資するため、治験・臨床研究の情報公開の在り方について検討を行うこと、多施設共同試験の実施件数の増加等の研究環境の変化や、国際的な動向等を踏まえ、倫理審査委員会の中央化を始めとした質の高い治験・臨床研究の推進に向けた体制整備に向けた検討を行うこと、並びに臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に規定する臨床研究実施基準の策定又は変更に関する事項及び特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の情報の評価分析を行うことを所掌事務として、平成 29 年 7 月 20 日設置。

2. 主な活動状況

平成 29 年 8 月 2 日に第 1 回を開催。令和 7 年 2 月以降は 7 回（設置以降 46 回）開催し、「臨床研究中核病院の承認要件見直しについて」「治験・臨床試験に係る今後の方向性について」等について審議・検討を行った。

（令和 7 年 2 月～令和 8 年 6 月）

第 40 回臨床研究部会（令和 7 年 2 月 26 日）

- 「臨床研究中核病院の承認要件見直し及び臨床研究・治験の推進に係る今後の方向性について」「臨床研究・治験推進に係る今後の方向性について」等について審議

第 41 回臨床研究部会（令和 7 年 3 月 19 日）

- 「臨床研究・治験の推進に係る今後の方向性について」「臨床研究中核病院の承認要件見直し」等について審議

第 42 回臨床研究部会（令和 7 年 5 月 8 日）

- 「臨床研究・治験の推進に係る今後の方向性について」「令和 6 年度厚生労働科学研究「臨床研究のさらなる適正化に向けた諸課題に係る調査研究」の報告について」等について審議

第 43 回臨床研究部会（令和 7 年 6 月 12 日）

- 「臨床研究・治験の推進に係る今後の方向性について」等について審議

第 44 回臨床研究部会（令和 7 年 8 月 28 日）

- 「部会長の選任及び部会長代理の指名について」「臨床研究中核病院の業務報告について」「臨床研究中核病院の承認要件に係る取扱いについて」「臨床研究法に定める疾病等報告について」等について審議

第 45 回臨床研究部会（令和 8 年 3 月 26 日）

- 「臨床研究中核病院の承認要件見直しについて」「治験・臨床試験の推進に関する今後の方向性について」「臨床研究中核病院に係る取扱い等に関する意見に関する社会保障審議会医療分科会への報告結果について」「本邦における CRC を取り巻く状況について」「治験の認知度に関するアンケート調査結果について」「臨床研究

法に定める疾病等報告について」等について審議

第 46 回臨床研究部会（令和 8 年 6 月 10 日）

- 「臨床研究中核病院の次期要件の改正案について」「医療法改正に伴う臨床研究中核病院の要件の改正について」等について審議

3. 主な成果

臨床研究法に関して、臨床研究部会での議論を踏まえ、臨床研究法の特定臨床研究等の範囲の見直し等の措置を講ずる「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律」が令和 6 年 3 月 5 日に国会に提出され、同年 6 月 7 日に成立、同年 6 月 14 日に公布された（令和 7 年 5 月 31 日施行）。

そして、臨床研究法の見直しを踏まえ、臨床研究法施行規則の改正案について令和 7 年 1 月 29 日開催の第 39 回臨床研究部会において審議を行い、当該施行規則については改正臨床研究法と同じく同年 5 月 31 日に施行された。

また、令和元年に行った治験活性化のとりまとめから 5 年が経過し、臨床研究を取り巻く環境が変化したことや、政府の創薬力向上に関する取組が掲げられたことに鑑み、臨床研究部会での議論を踏まえ、新たな治験活性化策として、令和 7 年 6 月 30 日に「治験・臨床試験の推進に関する今後の方向性について 2025 年版とりまとめ」をとりまとめた。

厚生科学審議会食品衛生監視部会

1. 所掌事務

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により、厚生科学審議会に委嘱された事項
その他食品衛生の監視行政全般に関する重要事項について調査審議することを所掌事務と
して、令和 6 年 5 月 29 日設置。

2. 主な活動状況

（1）食品衛生監視部会

目的：食品衛生の監視行政全般に関する重要事項について調査審議すること。

実績：令和 7 年 2 月以降これまでに 9 回開催。（設置以降、計 11 回）（最終開催日：令和 8 年 6 月 24 日）

（2）機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会

目的：各都道府県知事等から報告された機能性表示食品等の健康被害情報について、専門
的見地等に基づいた食品衛生法上の措置の要否について検討を行うこと。

実績：令和 7 年 2 月以降これまでに 14 回開催。（設置以降、計 17 回）（最終開催日：令和 8 年 6 月 25 日）

（3）紅麹関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ

目的：小林製薬株式会社の紅麹を使用した機能性表示食品（3 製品）に係る健康被害情報
について、専門的見地等に基づいた食品衛生法上の措置の要否について検討を行う
こと。

実績：令和 7 年 2 月以降は 1 回開催。（設置以降、計 5 回）（最終開催日：令和 7 年 7 月 30 日）

3. 主な成果

（1）食品衛生監視部会

○第 3 回 令和 6 年食中毒発生状況、令和 7 年度輸入食品監視指導計画（案）、食品ロス削減の推進について報告、確認を行った。

○第 4 回～第 8 回 平成 30 年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題（HACCP による衛生管理、指定成分等含有食品、食品等のリコール制度、サプリメントに関する規制のあり方等）について審議を行った。

○第 9 回 令和 7 年食中毒発生状況等、令和 8 年度輸入食品の監視指導計画（案）について報告、確認を行い、また平成 30 年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題について審議を行った（継続）。

○第 10 回～第 11 回 平成 30 年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題について審議を行った（継続）。

（２）機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会

○第 4 回～第 17 回 厚生労働省に健康被害情報が報告されたいわゆる健康食品延べ 505 製品について、食品衛生法上の措置の要否について検討を行った。その結果、現時点で、流通防止等の食品衛生法上の短期的な措置や、食品衛生法第 13 条に基づく規格基準の策定等の消費者庁への申し送りの検討が必要とされた製品はなかった。

（３）紅麹関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ

○第 5 回のワーキンググループにおいて、小林製薬株式会社の紅麹を使用した機能性表示食品（3 製品）に係る健康被害情報への食品衛生法上の措置の要否について検討を行った結果、過去 4 回のワーキンググループと同様に、プベルル酸が腎障害を引き起こすことが動物実験（ラット）で確認されていることから、プベルル酸を発生させない製造条件や、プベルル酸に係る規格基準等の要否について検討していくことが必要ではないかとされた。

厚生科学審議会医療用医薬品迅速・安定供給部会

1. 所掌事務

品質、有効性及び安全性の確保された医薬品を迅速かつ安定的に供給し国民への適切な医療の提供を確保すること、保健衛生の向上を図るため医療用医薬品の迅速かつ安定的な供給に向けた対策について調査審議を行うこと、及び医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する「供給確保医薬品」及び「重要供給確保医薬品」（以下「供給確保医薬品等」という。）の指定に関する調査審議を行うことを所掌事務として、令和 7 年 5 月 21 日設置。

2. 主な活動状況

令和 7 年度に 2 回開催し、供給確保医薬品等の選定について審議した他、供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の施行に係る医療用医薬品の安定供給確保策等について議論した。

3. 主な成果

本部会での議論を踏まえ、次のとおり告示の制定及び通知の発出を行った。

- 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品を選定し、令和 7 年 11 月 10 日に告示した。
（医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（令和 7 年厚生労働省告示第 292 号））
- 供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針を令和 7 年 11 月 10 日に告示した。（供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針（令和 7 年厚生労働省告示第 293 号））
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に関して、令和 7 年 11 月 20 日に以下 2 本の施行通知を発出した。
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（特定医薬品一般の安定供給確保に関する規定関係）（通知）」（令和 7 年 11 月 20 日付け医政産情企発 1120 第 1 号、感予発 1120 第 2 号、医薬血発 1120 第 1 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長、医薬局血液対策課長連名通知）
 - ・ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品の安定供給確保に関する規定関係）（通知）」（令和 7 年 11 月 20 日付け医政産情企発 1120 第 2 号、感予発 1120 第 3 号、医薬血発 1120 第 2 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長、医薬局血液対策課長連名通知）